

令和2年3月25日

各 単位 PTA 会長 殿

## 臨時休校に係る会費等の返還について

札幌市 PTA 協議会

会長 土 田 修

日頃より札幌市 PTA 協議会の活動に際し、あたたかいご支援とご協力をいただき誠にありがとうございます。このたびの臨時休校に際し、子どもたちの安全と安心のため適切な措置を講じ、健全育成のためご尽力いただいておりますことに深く敬意を表するとともに感謝申し上げます。

さて、3月17日（水）に札幌市教育委員会から各学校に向け「臨時休業に伴う学校徴収金（給食費を除く）の返還等の対応方針について」の通知が発出されました。通知には、「関係団体に係る徴収金（PTA 会費等）」につきましては各関係団体と協議のうえ対応する旨記載されておりますので、貴 PTA からの返還につきましては、貴 PTA でご協議のうえ決定いただきますようお願いいたします。

協議に際しましては、

- ① 学校休業中におきましても PTA 活動（会議等）が行われている。
- ② 社会教育関係団体として学校のみならず家庭・学校・地域での活動が行われている。
- ③ 年間活動計画に基づいた年間予算に基づく会費徴収である。

などのことが該当する場合には休校中の返還は必要がないことをご留意のうえご検討いただきますようお願いいたします。

なお、会費とは別に徴収した「特定の行事のための徴収金」がある場合で、行事の中止等により余剰金がある場合は返金等の処理をご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

また、札幌市 PTA 協議会につきましては臨時休業中におきましても一部の会議を书面決議とするなど、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の感染拡大を抑制するための措置を適切に講じたうえで活動を行ってまいりました。社会教育関係団体として各区 PTA 連合会と共に関係機関や地域と連携し、年間活動計画に基づき適切に執行いたしましたことをご報告させていただきます。このことにより、札幌市 PTA 協議会からの会費の返還はありませんことをご報告いたします。

北海道におきましては北海道知事による非常事態宣言が解除され、日常の生活を取り戻しつつあります。しかし、依然として予断を許さない状況にあります。今後の札幌市 PTA 協議会の活動につきましては感染の状況、学校や子どもたちの状況を勘案し、関係機関と協議のうえ進めてまいります。今後とも皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和2年3月25日

各 単位 PTA 会長 殿

## 令和2年度単位 PTA 総会について（要請）

札幌市 PTA 協議会

会長 土 田 修

日頃より札幌市 PTA 協議会の活動に対しましてご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止に努めながら各単位 PTA の活動にご尽力いただいておりますことに敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

さて、北海道内において COVID-19 の感染者数が急速に増えたことを受け、2月28日に北海道知事による非常事態宣言が出されました。その後は大きな感染拡大が起きておらず安定傾向にむかっていることから3月19日に非常事態宣言は解除されました。しかし国内外で感染拡大が続いている状況であり収束にむかっているとは言えず油断はできない状況が続いております。感染症の専門家の中には5月に感染者数のピークをむかえるとの見方もあり今後も感染拡大の防止に一層努めていかなければならない状況が続く見込みであります。

このような中、4月に各単位 PTA の令和2年度総会が開催される予定であり、開催の可否につきましては準備の関係上3月中の決定が望まれる状況であります。各単位 PTA 総会の開催の可否につきましては各単位 PTA のご判断に任されることではありますが、感染拡大防止の観点から社会全体で取り組む必要があるとの見解から各単位 PTA の総会について統一した考え方でご対応いただきますようお願いをさせていただきます。

◎ 招集して開催する場合につきましては、感染拡大防止に十分ご配慮する。

- ・人が密集しないなど、感染拡大防止に十分配慮する。
- ・審議事項を重点化し、短時間での開催とする。

◎ 書面により開催する場合につきましては、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。※ 別紙1参照

なお、今回の対応は現時点でのものであり、オーバーシュート（爆発的患者増加）の可能性も否定出来ない状況であることから、適宜見直しを行い、最善を尽くしていく必要があります。引き続き皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

(別紙1)

**【書面による総会のながれ】**

(例)

4月7日 議案書配布  
4月12日 議決権行使書提出締め切り  
4月15日 開票・集計  
4月20日 書面による結果報告

**【議決権行使書】**

(例)

〇〇PTA 会長□□ 行  
私は令和2年度〇〇PTA 総会の開催に際し、書面による決議で行うことを承諾し、次のとおり議決権を行使いたします。

議案1 . . . . . 賛成・反対  
議案2 . . . . . 賛成・反対  
. . . . .

(ご意見等)

令和2年 月 日  
年 組 氏名 印

**【その他】**

非常時や災害時にも決議が行えるよう規約に書面による総会の開催について記載されていると招集が難しい場合でも決議が行えます。

(例)

第〇条 □

会長は役員会が必要と認めた場合、書面による総会を開催することができる。この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。